

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども医療費助成金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は子ども医療費助成金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

平成28年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成金支給に関する事務
②事務の概要	富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例等の規定に則り、子どもを安心して産み育てられる環境をつくり、子どもたちの健やかな成長を支援し、保護者の医療費負担軽減を図ることを目的として事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給資格者からの受給資格者証交付申請書の受理及び審査 ②受給資格等変更届の受理及び審査 ③再交付申請書の受理及び審査 ④償還払い等請求書の受理及び審査 ⑤受給者への支給事務 ⑥受給者への手続等に関する通知
③システムの名称	福祉医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(番号法)第9条第1項別表第一 56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号及び別表第二 項番9
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長	健康増進課長 浜 伸一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場健康増進課 Tel.0555-72-6037
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場健康増進課 Tel.0555-72-6037

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる